

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年 3 月 19 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 2 号

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団固定資産管理規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 （略） （1）—（3） （略） （4）固定資産 会計規程第 2 条第10号に規定する有形固定資産（建設仮勘定<u>及び建設受託工事仮勘定</u>を除く。）及び無形固定資産をいう。 （5）—（8） （略） （土地の管理移管） 第36条 事業管理部長は、土地を道路、河川等他の行政目的の用に供することにより、土地の有効な利用が図れるとともに、管理事務の軽減に資すると認められる場合で、水道施設に重大な支障を<u>来す</u>おそれがないと認められるときは、<u>道路管理者等</u>に当該土地の管理を移管することができる。 <u>（貸付け及び私権設定の期間）</u> 第37条 （略） （除却） 第49条 （略） 2・3 （略） 4 事業管理部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。ただし、会計規程第103条の規定を適用する固定資産の固定資産除却費は、更に企業長が別に定める方法で算出した資本剰余金取崩額を減じた額とする。 5—8 （略）	（定義） 第 2 条 （略） （1）—（3） （略） （4）固定資産 会計規程第 2 条第10号に規定する有形固定資産（建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産をいう。 （5）—（8） （略） （土地の管理移管） 第36条 事業管理部長は、土地を道路、河川等他の行政目的の用に供することにより、土地の有効な利用が図れるとともに、管理事務の軽減に資すると認められる場合で、水道施設に重大な支障を<u>きたす</u>おそれがないと認められるときは、<u>道路管理者等</u>に当該土地の管理を移管することができる。 <u>（貸付及び私権設定の期間）</u> 第37条 （略） （除却） 第49条 （略） 2・3 （略） 4 事業管理部長は、前項の規定により有形固定資産を除却したときは、これに対する減価償却累計額を減額し、その帳簿原価と減価償却累計額との差額を、無形固定資産を除却したときは、その帳簿価額を、それぞれ固定資産除却費をもって整理しなければならない。ただし、会計規程第103条の規定を適用する固定資産の固定資産除却費は、さらに企業長が別に定める方法で算出した資本剰余金取崩額を減じた額とする。 5—8 （略）

--	--

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。